

Front Line

令和8年

5月号

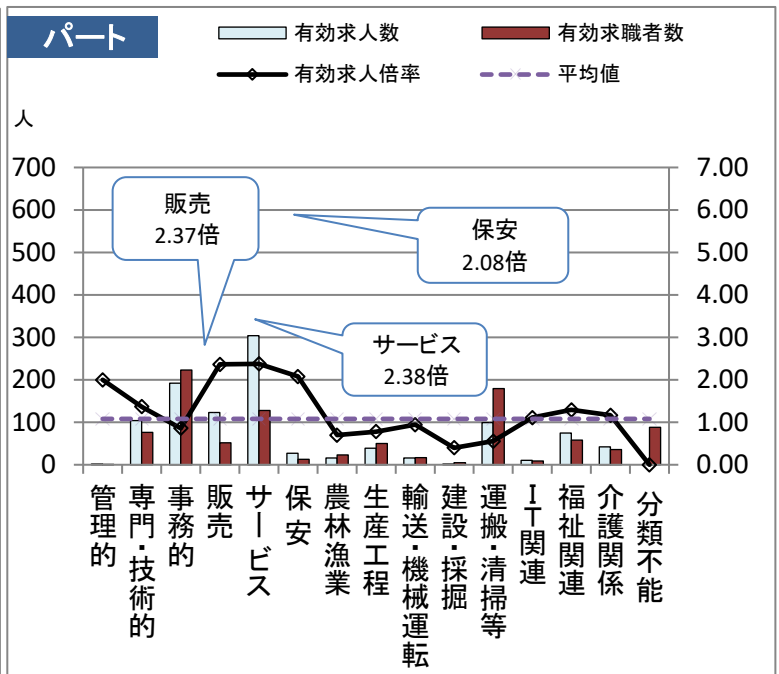
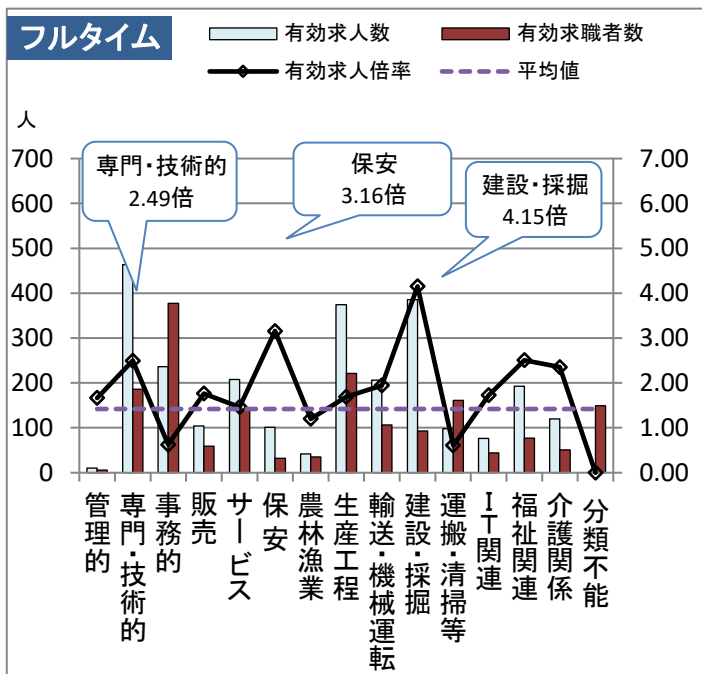
Front Line（フロントライン）とは「最前線」という意味です。相双地区は東日本大震災・原発事故の被災地であり、日本の雇用の最前線であることから、その状況をわかりやすく伝える情報誌として、このような名称としました。

ハローワークは正社員の雇用を推進しています

正社員での雇用は、中長期的な視点での人材育成、技術の伝承が行いやすく、顧客との関係や企業イメージの向上につながるというメリットもあります。正社員雇用についてご検討ください。

<最新の雇用失業情勢データ> 令和8年3月分

有効求人倍率 相双地区 1.36 倍 (前月比 -0.12 ポイント)
 (新規求人倍率 相双地区 2.60 倍 (前月比 +1.04 ポイント))

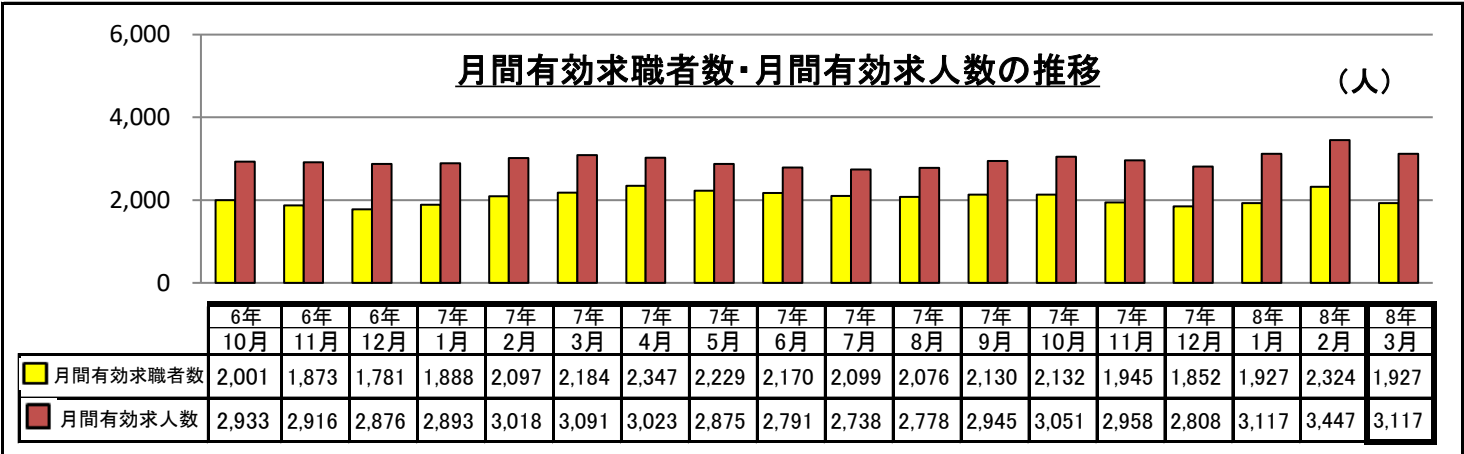
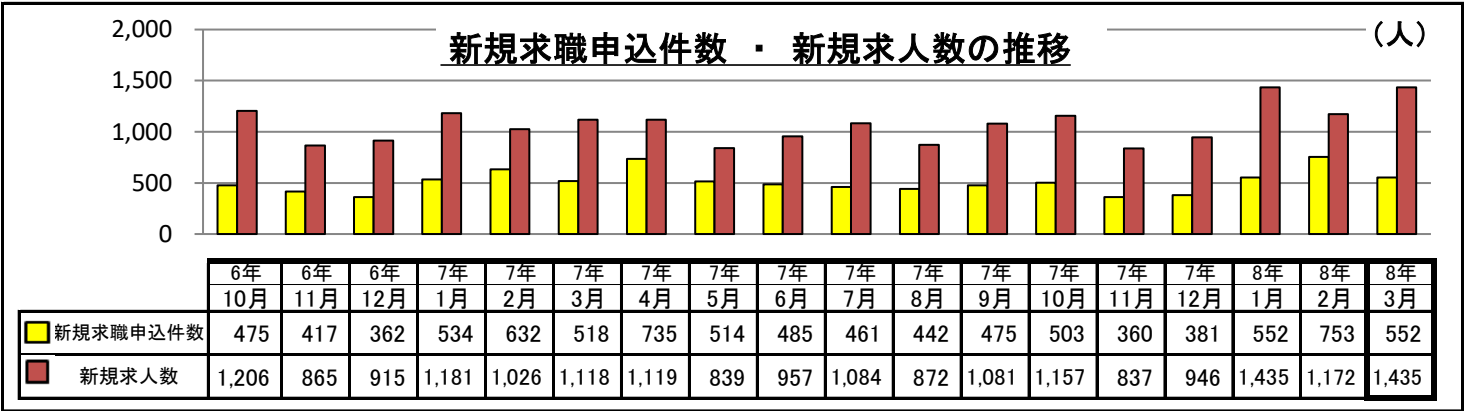


職業別賃金情報 及び 職業別バランスシート (臨時求人を除く)

職業	フルタイム		パートタイム		有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率	
	新規求人 平均賃金 【千円】	新規求職 希望賃金 【千円】	新規求人 平均賃金 【十円】	新規求職 希望賃金 【十円】	フルタイム 【人】	パートタイム 【人】	フルタイム 【人】	パートタイム 【人】	フルタイム	パートタイム
職業計	256	211	118	108	2,229	924	1,569	855	1.42	1.08
A 管理的	348	300	0	0	10	2	6	1	1.67	2.00
B 専門・技術的	291	226	142	117	464	104	186	76	2.49	1.37
建築・土木技術者	334	400	0	0	161	2	10	0	16.10	-
看護師等	240	237	147	104	61	26	17	18	3.59	1.44
C 事務的	212	196	121	106	236	192	377	223	0.63	0.86
D 販売	266	216	109	113	104	123	59	52	1.76	2.37
商品販売	215	193	106	113	46	112	42	49	1.10	2.29
営業	281	244	150	120	58	10	16	3	3.63	3.33
E サービス	229	188	117	109	208	304	142	128	1.46	2.38
飲食物調理	225	193	114	109	28	73	45	42	0.62	1.74
接客・給仕	238	195	114	103	25	71	32	35	0.78	2.03
F 保安	216	226	0	102	101	27	32	13	3.16	2.08
G 農林漁業	236	187	112	107	42	16	35	23	1.20	0.70
H 生産工程	233	195	109	106	374	39	221	50	1.69	0.78
I 輸送・機械運転	272	240	113	113	206	16	106	17	1.94	0.94
自動車運転等	284	242	113	115	105	16	67	10	1.57	1.60
建設機械運転等	269	240	0	0	96	0	31	4	3.10	0.00
J 建設・採掘	278	282	115	103	386	2	93	5	4.15	0.40
K 運搬・清掃・包装等	218	208	111	105	98	99	161	179	0.61	0.55
(IT関連)	296	150	108	116	76	10	44	9	1.73	1.11
(福祉関連)	223	193	122	114	193	75	77	58	2.51	1.29
<うち介護関係>	212	183	113	111	120	42	51	36	2.35	1.17
分類不能	0	204	0	105	0	0	149	88	0.00	0.00

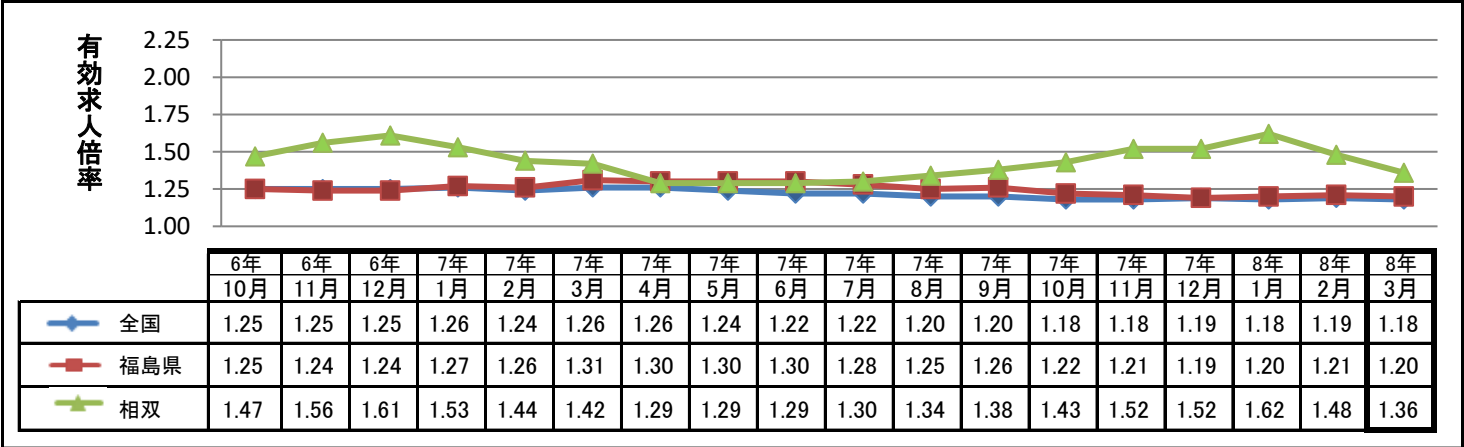
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の求人・求職者数の推移



職業紹介状況報告(様式1号)より集計

全国・福島県・相双の有効求人倍率の推移



<最新の雇用失業情勢データ> 令和 8 年 3 月分

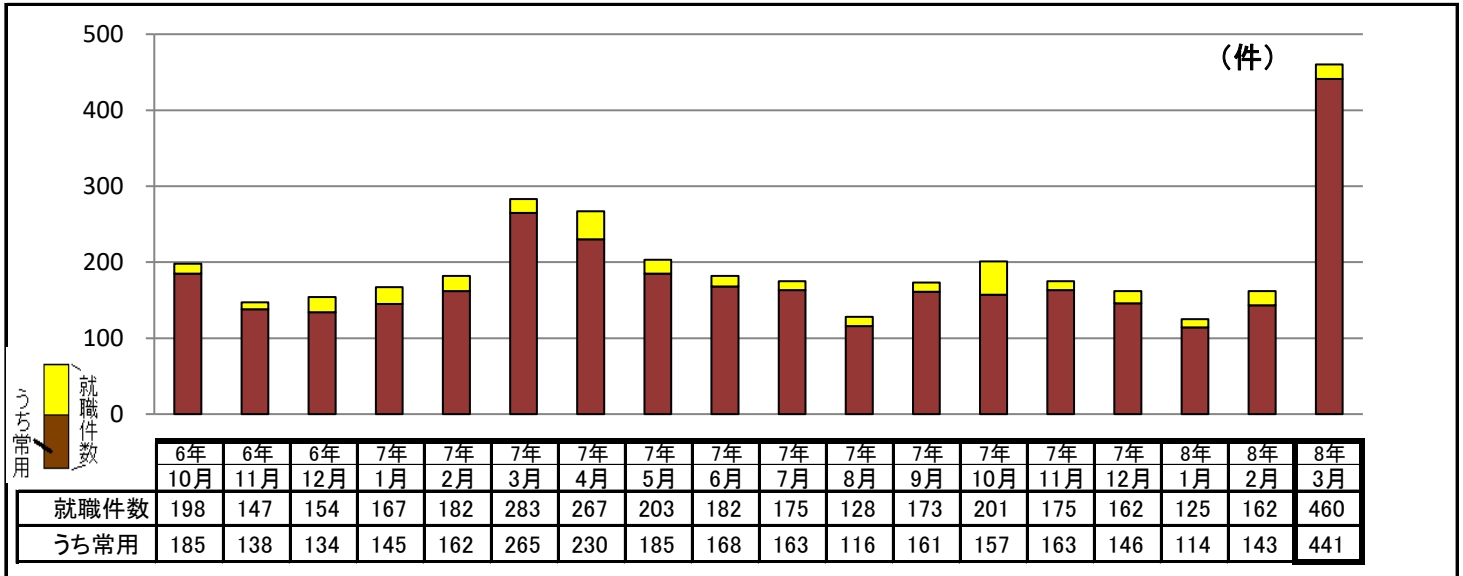
有効求人倍率	相双地区	1.36	倍	(前月比	-0.12	ポイント)
	全国	1.18	倍	(前月比	-0.01	ポイント)
	福島県	1.20	倍	(前月比	-0.01	ポイント)

(注) 全国及び福島県の月間有効求人倍率は季節調整値、相双は原数値となる。(福島労働局公表)
季節調整値は毎年1回(1月データ公表時)、過去にさかのぼって見直しが行われる。

完全失業率	全国	2.7	%	(前月比	+0.1	ポイント)
完全失業者数	全国	186	万人	(前月比	+1	万人)

完全失業率・完全失業者数は季節調整値となる。出典は総務省統計局「労働力調査」

管内の月別就職件数の推移



年代別有効求職者分布状況

年齢	有効 常用求職者数 (パートを含む 常用のみ)						対前月比
	当月			前月			
	当月 R08年3月	前年同月 R07年3月	対前年同月 増 減	当月 R08年2月	前年同月 R07年2月	対前年同月 増 減	
合計	2,424人	2,177人	247人	2,318人	2,090人	228人	106人
全体に対する割合	100%	100%		100%	100%		
～ 19歳	16人 0.7%	29人 1.3%	▲ 13人 ▲ 44.8%	15人 0.6%	27人 1.3%	▲ 12人 ▲ 44.4%	1人 6.7%
20 ～ 29歳	320人 13.2%	316人 14.5%	4人 1.3%	305人 13.2%	308人 14.7%	▲ 3人 ▲ 1.0%	15人 4.9%
30 ～ 39歳	372人 15.3%	330人 15.2%	42人 12.7%	365人 15.7%	313人 15.0%	52人 16.6%	7人 1.9%
40 ～ 49歳	491人 20.3%	392人 18.0%	99人 25.3%	480人 20.7%	370人 17.7%	110人 29.7%	11人 2.3%
50 ～ 59歳	542人 22.4%	488人 22.4%	54人 11.1%	528人 22.8%	458人 21.9%	70人 15.3%	14人 2.7%
60歳 ～	683人 28.2%	622人 28.6%	61人 9.8%	625人 27.0%	614人 29.4%	11人 1.8%	58人 9.3%

(紹介月報(様式7号))

管内の雇用保険業務取扱状況 令和8年3月分

	計	男	女
適用事業所数	3,062	-	-
被保険者数	36,181	23,318	12,863
資格取得者数	441	298	143
資格喪失者数	481	297	184
受給資格決定件数	101	53	48
受給者実人員	385	210	175
支給金額(千円)	52,898	30,836	22,061
再就職手当支給人員	30	20	10
再就職手当支給金額(千円)	12,291	9,385	2,906



福島労働局職業安定部・ハローワーク 公式 Mascot キャラクター「福まる」

※支給金額は千円未満を切り捨てています。このため本月計とは一致しないことがあります。

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内

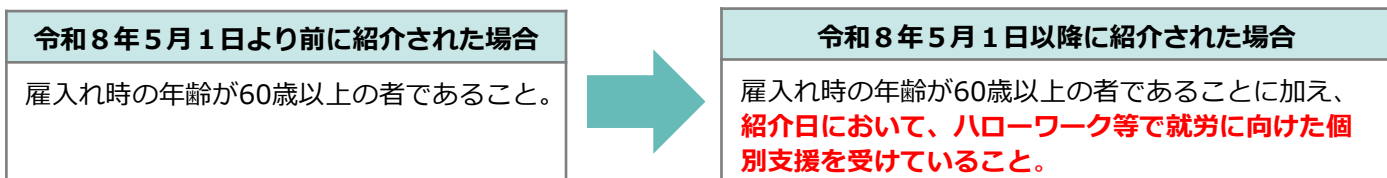
高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を雇用する事業主をサポートします！！

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワークや民間職業紹介事業者などの職業紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に、助成金を支給します。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

助成額 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

令和8年5月1日以降の紹介より、高年齢者（60歳以上）の要件を見直します



採用する労働者	合計助成額	支払い方法
① 母子家庭の母等 高年齢者（60歳以上） ウクライナ避難民 補完的保護対象者 など	60万円（50万円） 短時間：40万円（30万円）	30万円（25万円）×2期 短時間：20万円（15万円）×2期
② 身体・知的障害者	120万円（50万円） 短時間：80万円（30万円）	30万円×4期（25万円×2期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期）
③ 重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	240万円（100万円） 短時間：80万円（30万円）	40万円×6期（33万円※×3期） 短時間：20万円×4期（15万円×2期） <small>※第3期は34万円</small>

()内は大企業に対する支給額

- 半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)に2回支給するイメージです。
- 「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- 所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。
- 採用日時点の満年齢が「65歳未満」の方のみ対象となります（ただし①の「高年齢者（60歳以上）」は65歳以上の方も助成対象となります）。
- ①の区分では他に「父子家庭の父」「中国残留邦人等永住帰国者」「北朝鮮帰国被害者等」「アイヌの人々」などが対象となります。
- トライアル雇用助成金を活用し雇い入れた対象者（母子家庭の母等、父子家庭の父、中国残留邦人等永住帰国者及び障害者）をトライアル雇用終了後も引き続き継続して雇用する場合、本助成金の一部を受給できる場合があります。

助成対象となる雇用形態

正規雇用、無期雇用、有期雇用（自動更新※）として採用する方が対象です

※ 「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象となります。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象となりません。

※ 雇入れ時点で継続雇用（上記の雇用形態であり、対象労働者を65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であること）が確実であると認められる場合に助成対象となります。